

意見書案第 23 号

垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの低空飛行訓練の 中止及び撤去を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成24年12月18日提出

提 出 者	中間市議会議員	宮 下 寛
賛 成 者	〃	青 木 孝 子
	〃	田 口 澄 雄

垂直離着陸輸送機MV 2 2 オスプレイの低空飛行訓練の中止
及び撤去を求める意見書

本年9月19日、「日米合意」が成立したとして、防衛省と外務省は、「MV
- 2 2 オスプレイの沖縄配備について」という文書を発した。

この「日米合意」では、「米軍施設・区域周辺における飛行経路について、可
能な限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定し、可能な限り
海上を飛行する事」とあるが、住宅や学校が迫る普天間基地を使用する事が出
来るものではない。

このことは普天間基地に限らず全国の多くの基地も同様、人口密集地域に存
在しており、住宅地域を避けて飛行する事は不可能と言わざるを得ない。

他方、オスプレイは開発段階から事故が多発しており、多数の犠牲者が出て
いる事は周知の事実である。そうした欠陥機が、日本全国で低空飛行訓練を行
なう事は日本国民の生命を危険にさらすことになるのは明らかである。

米軍の低空飛行は、米国内やNATO（北大西洋条約機構）の、どの国にお
いても認められていない。日本において航空法が定める最低安全高度は、人口
密集地で300メートル、それ以外では150メートルとなっているのに、オ
スプレイが行なう低空飛行訓練では高度60メートルの飛行を想定している。

日本の法令を無視し、日本国民の生命を危険に陥れる、このような米軍の行
為は認めることは出来ない。

よって、以下の事項について要請する。

- 1、垂直離着陸機MV 2 2 オスプレイ機による低空飛行訓練を中止する事。
- 2、垂直離着陸機MV 2 2 オスプレイ機を撤去する事。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月18日

中 間 市 議 会

提 出 先

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
防衛大臣	森本敏様
外務大臣	玄葉光一郎様